

**ユニット型指定短期入所生活介護
ユニット型指定介護予防短期入所生活介護
重要事項説明書**

当事業は介護保険の指定を受けています。
兵庫県指定 第 2872301359 号

当事業所はご契約者に対して短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 事業者

- | | |
|-----------|---------------------------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 きたはりま福祉会 |
| (2) 法人所在地 | 兵庫県多可郡多可町中区鍛冶屋 763-3 |
| (3) 電話番号 | TEL (0795) 32-3330 FAX (0795) 32-1675 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 大西 康德 |
| (5) 設立年月日 | 平成5年5月21日 |

2. 事業所の概要

- | | |
|---------------------|---|
| (1) 施設名 | 特別養護老人ホームみずき |
| (2) 所在地 | 兵庫県三木市加佐 58 番地の 1 |
| (3) 電話番号及び F A X 番号 | TEL (0794) 82-5050 FAX (0794) 86-6150 |
| (4) メールアドレス | mizuki@ajisai.or.jp |
| (5) ホームページ | https://www.mizuki-nh.com/ |
| (6) 建物の構造 | 鉄骨造耐摩耗ガルバリウム鋼板横葺 2階建 |
| (7) 建物の延べ床面積 | 3143.63 m ² |
| (8) 施設の周辺環境 | |

旧三木市民病院跡地に位置し、静かな住宅地にあつて近くに認定こども園や小学校があり、神鉄三木駅から徒歩約8分と交通利便な位置に恵まれ、豊かな社会資源を感じていただける環境にあります。

3. 事業所の説明

(1) 施設の種類

指定短期入所生活介護事業所

指定介護予防短期入所生活介護事業所

※当事業所は特別養護老人ホームみずきに併設されています。

(2) 施設の目的

介護保険法令に従い、契約者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、契約者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスを提供することを目的とします。

(3) 施設の名称 特別養護老人ホームみずき

(4) 施設の所在地 兵庫県三木市加佐 5 8 番地の 1

交通機関 鉄道利用：神戸電鉄三木駅を下車後、東へ徒歩約 8 分

バス利用：神姫バス福有橋バス停下車後、東へ徒歩約 8 分

神姫バス加佐東バス停下車後、南へ徒歩約 5 分

自家用車：山陽自動車道三木小野 I C を降り東へ約 10 分

(5) 電話番号及び F A X 番号 TEL (0794) 82-5050 FAX (0794) 86-6150

(6) 施設長（管理者）氏名 大西 了知

(7) 当施設の運営方針

利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持向上並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。

(8) 開設（サービス開始）年月 平成 3 0 年 2 月 1 日

(9) 事業所が行っている他の業務

当事業所では、次の事業もあわせて実施しています。

- ・介護老人福祉施設 兵庫県指定 2872301359 号 定員 60 名
- ・小規模多機能居宅介護施設 兵庫県指定 2892300100 号 登録定員 29 名
- ・認知症対応型共同生活介護 兵庫県指定 2892300118 号 定員 18 名

(10) 通常の事業の実施地域

三木市

(11) 営業日及び営業時間

営業日：年中無休 受付時間：9 時～1 8 時

(12) 利用定員 1 0 名（及び介護老人福祉施設空きベッドでの対応）

(13) 居室等の概要

短期入所生活介護サービスの利用にあたり、当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、全てユニット型個室です。

| 居室・設備の種類 | 室数 | 備考 |
|----------|-----|------------------------------------|
| ユニット型個室 | 10室 | 一人部屋 1ユニット10室 |
| 共同生活室 | 1室 | ユニットに1室 |
| 洗面設備 | 10室 | 居室ごとに設置 |
| 便所 | 3室 | ユニットに3室 |
| 浴室 | 2室 | 個浴室をユニットに1室 特殊浴槽1室（介護老人福祉施設と兼用） |
| 医務室 | 1室 | 介護老人福祉施設と兼用 |

☆ 居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

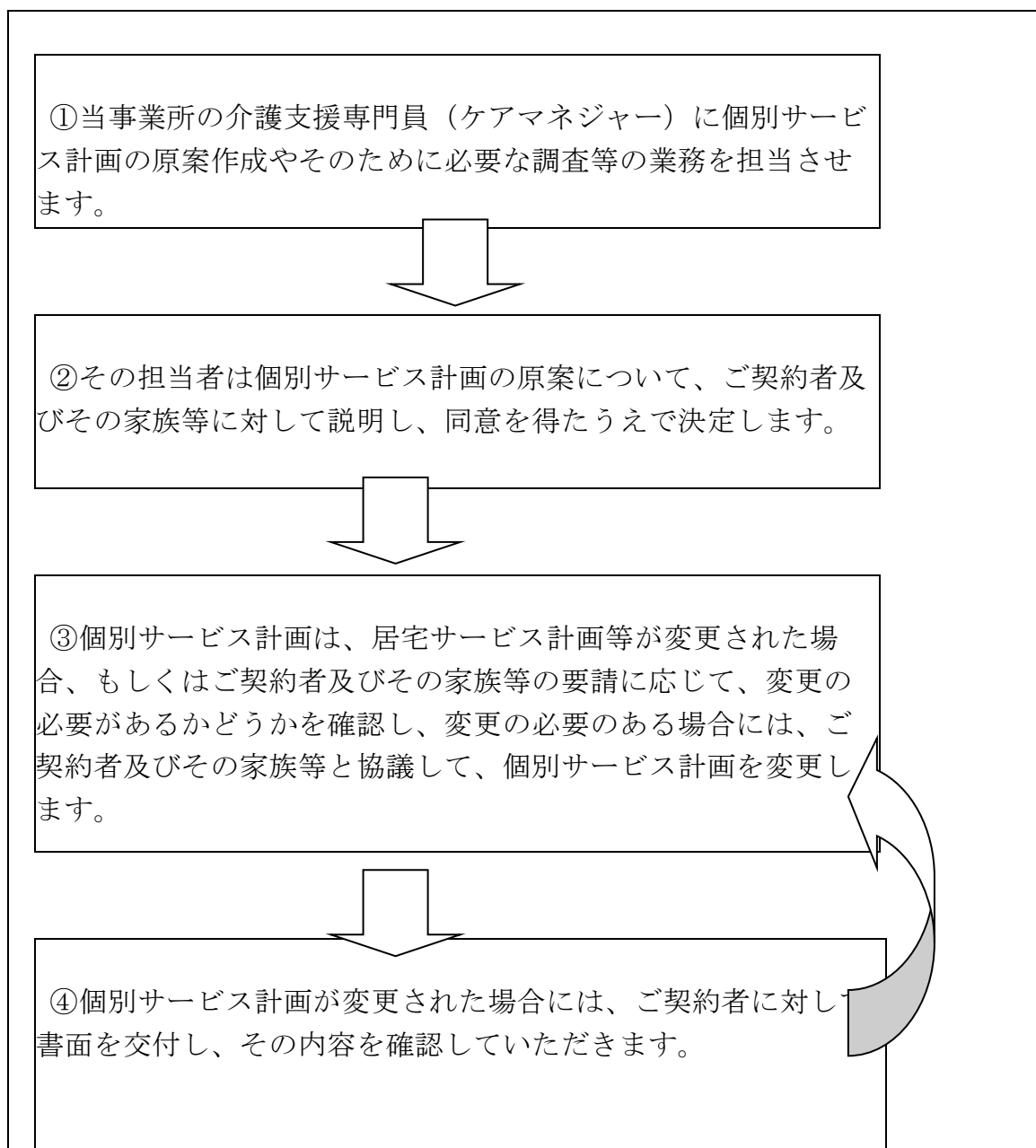
☆ 居室に関する特記事項：洗面台が各居室に設置してあります。

☆ 施設全体に関する事項：施設内全室冷暖房完備です。

4. 契約締結からサービス提供までの流れ

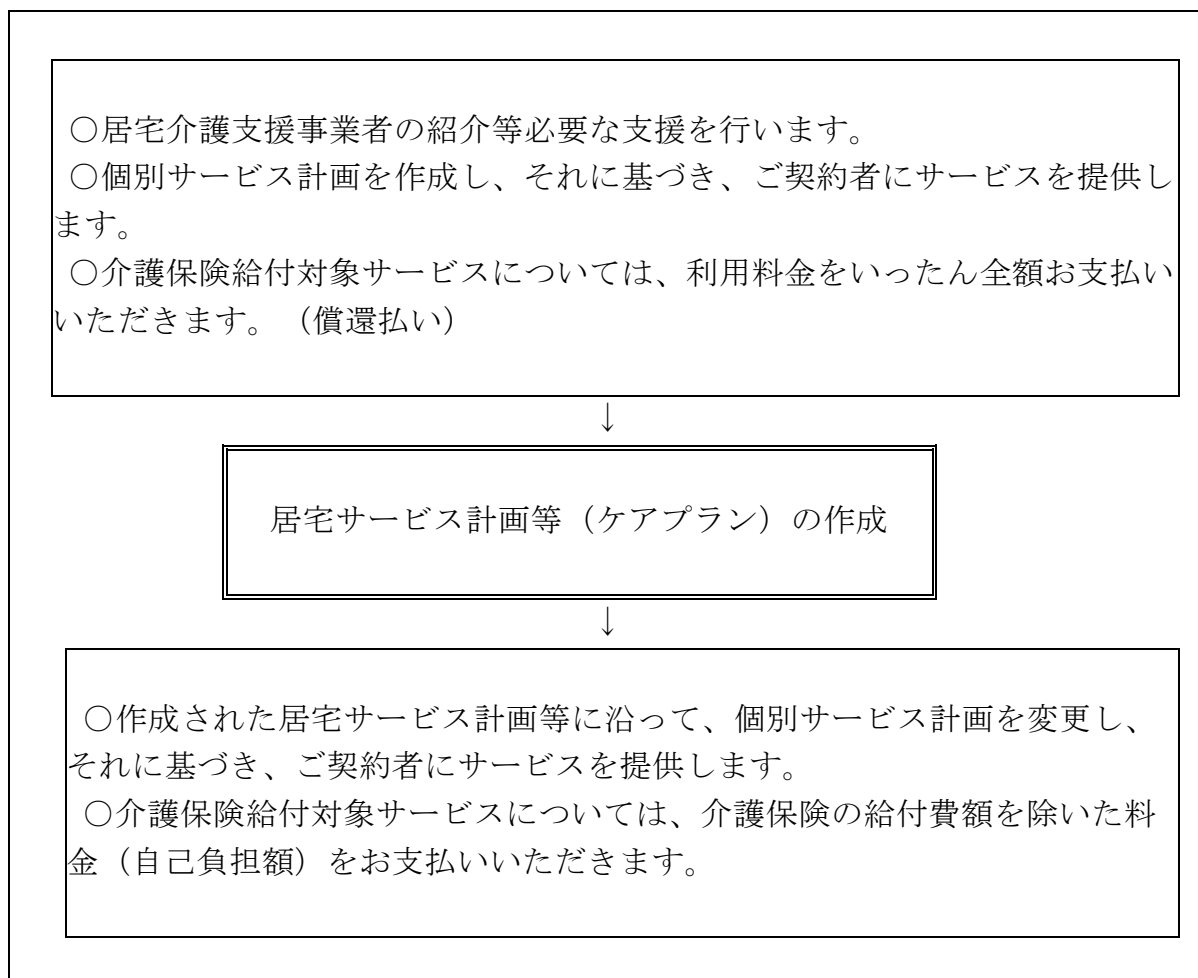
(1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画及び介護予防サービス計画（以下「居宅サービス計画等」という）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成するそれぞれのサービスに係る介護計画（以下、「個別サービス計画」という。）に定めます。

契約締結からサービス提供までの流れは次のとおりです。（契約書第3条参照）

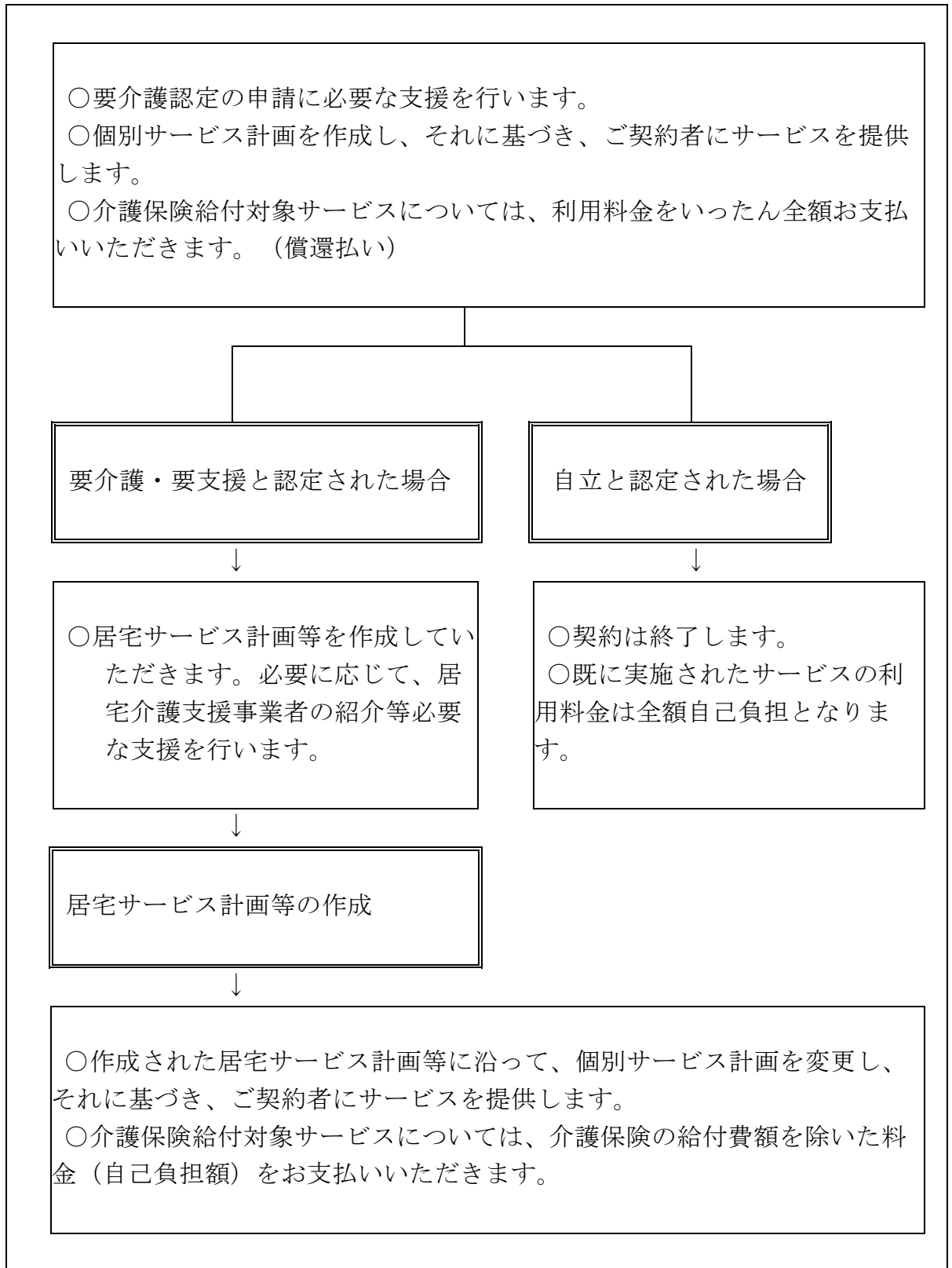


(2) ご契約者に係る「居宅サービス計画等（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要介護認定を受けている場合



②要介護認定を受けていない場合



（3）利用予約

ご利用日程の予約については、担当の居宅介護支援事業所の介護支援専門員か、当事業所の生活相談員までご連絡ください。

5. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉

| 職 種 | 短期入所生活介護 | |
|--------------|----------|-------------|
| | 配置人員 | 指定基準 |
| 1. 事業所長（管理者） | 1名 | 1名 |
| 2. 介護職員 | 21名以上 | 利用者3名に対して1名 |
| 3. 生活相談員 | 1名以上 | 1名 |
| 4. 看護職員 | 3名以上 | 3名 |
| 5. 機能訓練指導員 | 1名以上 | 1名 |
| 6. 介護支援専門員 | 1名以上 | 1名 |
| 7. 医師 | （嘱託）1名 | 必要数 |
| 8. 管理栄養士 | 1名以上 | 1名 |

〈主な職種の勤務体制〉

| 職 種 | 勤 務 体 制 |
|------------|-----------------------------|
| 1. 医師 | 毎週月曜 13時30分～15時30分 |
| 2. 介護職員 | ユニット毎の最低配置人員 |
| | 早 朝： 7：00～ 9：00 1名以上 |
| | 日 中： 9：00～18：00 2名以上 |
| | 夜 間：18：00～22：00 1名以上 |
| | 深 夜：22：00～翌7：00 2ユニットに1名 |
| 3. 看護職員 | 日 中： 9：00～18：00 2名以上 |
| 4. 生活相談員 | 日 中： 9：00～18：00 1名以上 |
| 5. 介護支援専門員 | 日 中： 9：00～18：00 1名以上 |
| 6. 機能訓練指導員 | 日 中： 9：00～18：00 1名以上 |

〈配置職員の職種〉

| | |
|---------|--|
| 介護職員 | ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。3名の利用者に対し1名の介護・看護職員を配置しています。 |
| 生活相談員 | ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。 |
| 看護職員 | 主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。 |
| 機能訓練指導員 | ご契約者の機能訓練を担当します。 |
| 医師 | 契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。 |

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

- 短期入所生活介護サービス
- 介護予防短期入所生活介護サービス

また、それぞれのサービスについて

- (1)利用料金が介護保険から給付される場合
- (2)利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（各利用者負担に応じた割合）が介護保険から給付されます。

(i) 〈サービスの概要〉

①食事

- ・当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して共同生活室にて食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間)

朝食：7：30～9：30 昼食：11：30～13：30 夕食：17：30～19：30

②入浴

- ・入浴又は清拭を行います。寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。
- ・入浴又は清拭を週2回以上行います。

③排泄

- ・ご契約者の排せつの介助を行います。

④機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

(ii) 〈サービス利用料金（1日あたり）〉（契約書第8条参照）

重要事項説明書別紙の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

☆ ご契約者が未だ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要支援または要介護認定を受けた後、自己負担額を除いた金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅介護サービス計画等が作成されていない場合にも償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 介護保険からの給付額に変更のあった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第8条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

①介護保険給付の支給限度額を超えてのサービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、別紙のサービス利用料金表に定められた「サービス利用料金」欄の全額（自己負担額ではありません）が必要となります。

②複写物の交付

ご契約者は、サービスの提供についての記録その他複写物を必要とする場合には実費相当分をご負担いただきます。

1枚につき 10円

③契約者が使用する居室料

ご契約者のご利用いただく居室を提供します。

利用料金 ユニット型個室 2,006円（1日あたり）

④契約者の食事の提供

ご契約者の栄養状態に適した食事を提供します。

料金 朝食：300円

昼食：600円

夕食：600円

おやつ：40円（希望されない方には提供しません）

⑤レクリエーション・クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーション・クラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料費等の実費をいただきます。

⑥日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

⑦理美容

月1回、理美容師の出張によるサービス（調髪・顔そり等）をご利用いただけます。

利用料金：実費をいただきます。

⑧交通費

通常の事業実施地域外の地区にお住いの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

実施地域を超えた地点から1kmごとに 30円

有料道路利用料 実費

☆経済状況の変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合変更の内容と変更する事由について、変更を行う1か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払方法（契約書第8条参照）

前記（1）（2）の料金・費用は、サービス利用終了時ごとにその都度お支払いいただくか、1か月ごとに計算しご請求いたしますので、利用された翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払ください。

ア. 窓口での現金支払い

イ. 下記指定口座への振り込み

みのり農業協同組合 三木支店 普通 口座番号 0136282

ふく (福) ふくしかい きたはりま福祉会 とくべつようごろうじんほ 特別養護老人ホーム ーむ みずき りじちよう 理事長 おおにし 大西 やすのり 康徳

ウ. 金融機関口座からの自動引き落とし

集金代行契約業者 リコーリース(株)

みのり農業協同組合 三木支店

(4) 利用の中止・変更・追加（契約書第9条参照）

- 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスを追加することができます。この場合、利用予定日の前々日までに事業者申し出てください。
- 利用予定日の前々日までに申し出がなく、前日もしくは当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。ただし、ご契約者の体調不良等正当な事由がある場合には、この限りではありません。

| | |
|--------------------------------|-------------|
| 利用予定日の前々日 午後 5時までに申し出があった場合 | 無 料 |
| 利用予定日の前日 午後 5時までに申し出があった場合 | 当日の利用料金の50% |
| 利用予定日の当日 午後 5時までに申し出がなかった場合 | 当日の利用料の全額 |

- 介護保険給付の対象となるサービスの取消料については、上表の区分に従い自己負担金の50%もしくは全額となります。
- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間又は日時を契約者に提示して協議します。

7. サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合には、ご契約者の希望により、当施設の嘱託医または下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保障するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。

- ・嘱託医氏名 池田 篤紀（池田クリニック）
- ・協力医療機関

| | |
|---------|------------------------|
| 医療機関の名称 | 医療法人社団朋優会 三木山陽病院 |
| 所在地 | 三木市志染町吉田 1213-1 |
| 診療科 | 内科 整形外科 外科 眼科 皮膚科 泌尿器科 |

8. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約期間満了の7日前までに契約者から契約終了の申入れがない場合には、契約は更に要介護認定期間満了まで同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第18条参照）

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① ご契約者が死亡した場合② 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合④ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合⑥ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。） |
|--|

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第19条、第20条参照）

契約の有効期間中であっても、ご契約者から利用契約の全部又は一部を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約・解除届出書をご提出下さい。

ただし、以下の場合には、即時に契約の全部又は一部を解約・解除することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 事業所の運営規定の変更に同意できない場合
- ③ ご契約者が入院された場合（一部解約はできません）
- ④ ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合（一部解約は出来ません）
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- ⑥ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
- ⑦ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける具体的な恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第21条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約の全部又は一部を解除させていただくことがあります。この場合、1か月以上の期間を置き、事業者から契約者に通知を行います。

- ① ご契約者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用サービス等の財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご契約者の行動が他の利用者もしくはサービス従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼすおそれがあったり、あるいは、ご契約者が重大な自傷行為（自殺にいたるおそれがあるような場合）を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合

(3) 契約の一部が解約または解除された場合（契約書第22条参照）

本契約の一部が解約又は解除された場合には、当該サービスに関わる条項はその効力を失います。

(4) 契約の終了に伴う援助（契約書第18条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

9. サービス提供における事業者の義務（契約書第11条、第12条参照）

当事業所は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、ご契約者の生命、身体、生活環境等の安全やプライバシーの保護などに配慮するなど、契約書第11条、第12条に規定される義務を負います。当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者の生命、身体、財産の安全に配慮します。
- ② ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携の上、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ 非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご契約者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
 - ・ 建物は耐火建築となっております。
 - ・ スプリンクラー、補助散水栓等の消火設備を基準に合わせて設置しています。
 - ・ 非常災害時は、別に定める消防計画により対応します。
- ④ ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。ただし、コピー代は有料となります。
- ⑤ ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、ご契約者または他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続により身体等を拘束する場合があります。
- ⑥ ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑦ 事業者及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はその家族に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません（守秘義務）。

ただし、以下の場合にご契約者の同意を得た上で、必要とする範囲内で個人情報を使用する場合があります。

- ・ サービス担当者会議等、適切なサービスを円滑に行うためや、連携が必要な場合の情報共有に用いる場合
- ・ サービス提供に係る請求業務などの事務手続きやサービス利用に関わる管理運営のための場合
- ・ 法令上義務付けられている、関係機関からの依頼があった場合
- ・ 入院等医療機関へ受診する時に、医療機関や救急隊に対し使用する場合
- ・ 契約終了によって他の施設へ紹介するなどの援助を行う場合

これらに同意いただける場合は、別紙同意書の提出をお願いします。また、同意書の有効期限は契約期間と同じとします。

尚、ご同意いただけない場合は、サービス調整が出来ず、一体的なサービスの提供が出来ないことがあります。

10. サービスの利用に関する留意事項

(1) 持ち込みの制限

利用にあたり、原則として持ち込むことが出来ないものがありますので、詳しくは職員におたずね下さい。

(2) 施設・設備の使用上の注意（契約書第13条、第14条参照）

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動などを行うことはできません。
- ご契約者が感染症を有し、他の利用者に重大な影響を与えるおそれがあるようなやむを得ない場合には、治癒するまで利用をお断りする場合があります。

(3) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

11. 事故発生時の対応について

事故が発生した場合には、契約者やその家族に対し速やかに状況を報告、説明し、その被害の拡大防止を図るなど必要な措置を講じます。

12. 損害賠償について（契約書第15条、第16条参照）

- (1) 当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

事業者は損害賠償責任に備え、損害保険に加入しております。

- ・ あいおいニッセイ同和損保 介護保険・社会福祉事業者総合保険
- 支払限度額 1名あたり1億円
1事故あたり 身体：1億円 財物：1千万円

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

- (2) 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。
- ① 契約者（その家族も含む）が、契約締結に際し、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
 - ② 契約者（その家族も含む）が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合

- ③契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- ④契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示等に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

13. 苦情の受付について（契約書第25条参照）

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○ 苦情受付担当者

〔職名〕 生活相談員 森本 浩史

受付時間 毎週月曜日～金曜日

10:00～17:00

○ 第三者委員

志水 正行（監 事） 電話番号 0790-66-2381

新土 良明（学識経験者）電話番号 0790-66-2157

○ 苦情解決責任者

〔職名〕 施設長 大西 了知

なお、苦情の受付窓口は、受付担当者となります。また、第三者委員も直接苦情を受付ることが出来ます。さらに第三者委員は、苦情解決を円滑に図るために双方への助言や話し合いへの立会いなども致します。

苦情解決責任者は、苦情の申し出をされた方と話し合いによって円滑な解決に努めます。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

| | |
|---------------------|---|
| ○兵庫県国民健康保険 団体連合会 | 所在地 神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801号 電話番号 (078) 332-5617 FAX番号 (078) 332-5650 受付時間 月～金 9:00～17:15 |
| ○三木市介護保険課 | 所在地 三木市上の丸町10-30 電話番号 (0794) 82-2000 |
| ○第三者委員名 | 氏名 志水正行 氏名 新土良明 |

14. 重要事項の変更について

この重要事項説明書の記載事項が変更された場合、契約者に対して書類の掲示または交付を行い通知します。また必要に応じて文章にて同意の確認をするものとします。

15. 個人情報の利用について

当事業所は、契約者及びその家族等の個人情報を、下記の場合に必要なとする範囲内で使用することがあります。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

1. 当事業所内部での利用目的

- ①当事業所が利用者等に提供するサービス
- ②介護保険事務
- ③介護サービスの利用にかかる当施設の管理運営業務のうち次のもの
 - ・入退所等の管理
 - ・会計、経理
 - ・事故等の報告
 - ・当該利用者の介護・医療サービスの向上

2. 他の介護事業者等への情報提供を伴う利用目的

- ① 当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - ・利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - ・その他の業務委託
 - ・利用者の診療等にあたり、外部の医師の意見・助言を求める場合
 - ・家族等への心身の状況説明
- ② 介護保険事務のうち
 - ・保険事務の委託（一部委託含む）
 - ・審査支払機関へのレセプトの提出
 - ・審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ③ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談または届出等

16. カスタマーハラスメントの防止について

ご契約者・そのご家族又はその関係者との信頼関係を築き、介護サービスの質を高めるため、カスタマーハラスメントの防止に努めます。

外部講師による職員研修、ハラスメント事案・対応・その経過を共有、ノウハウの蓄積、弁護士への相談体制構築等を行います。

カスタマーハラスメントが発生し、十分な介護サービスの提供が困難と判断した場合、サービスの停止・契約の解除となることがあります。

※ 詳しくはHPにリンクを掲載しています。

また、カスタマーハラスメントへの対応のQRコードを下記に貼り付けています。



【上記以外の利用目的】

1. 当施設内部での利用に係る利用目的

- ①当施設の管理運営業務のうち次のもの

- ・介護サービスや業務の維持・改善の基礎資料
 - ・当施設において行われる学生等の実習への協力
 - ・当施設において行われる事例研究
2. 他の事業者等への情報提供に係る利用目的
- ①当施設の管理運営業務のうち
 - ・外部監査機関への情報提供

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護 重要事項説明書

令和 年 月 日 時 ～ 時

指定居宅サービスである（介護予防）短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

事業者 社会福祉法人きたはりま福祉会 特別養護老人ホームみずき

説明者職名 _____ 氏名 _____ 印 _____

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅サービスの提供開始と個人情報の使用に同意しました。

契約者（利用者）住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

私は、契約者が事業者から重要事項の説明を受け、短期入所生活介護の提供開始と個人情報の使用に同意したことを確認しましたので、私が、契約者に代わって署名を代行いたします。

署名代行者 住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

(契約者との関係 _____) 電話番号 _____

※立会人 住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

(契約者との続柄 _____) 電話番号 _____

【肖像権についての確認】

当施設のホームページ・パンフレット・広報誌・研修などにおいて、契約者（利用者）の映像や写真を使用させていただきたい場合があります。使用について以下に○印をご記入ください。

同意する・同意しない